

＜禁煙治療に健康保険を適用するために必要な条件＞

(1) 前回の治療の初診日から 1 年以上経過していること

過去に健康保険等で禁煙治療を受けたことのある方の場合、前期の治療の初回診療日から 1 年以上経過しないうちは自由診療（全額自費）となります。

(2) 以下チェック項目 4 点を**すべて満たす**こと

①直ちに禁煙を始めたいと思っている。

②ニコチン依存症診断テストで、合計 5 点以上である

ニコチン依存症診断テスト（TDS…Tobacco Dependence Screener）		はい (1 点)	いいえ (0 点)
Q1	自分が吸うつもりよりもずっと多くたばこを吸ってしまったことがありましたか。		
Q2	禁煙や本数を減らそうと試みて、できなかったことがありましたか。		
Q3	禁煙したり本数を減らそうとしたときにタバコが欲しくて欲しくてたまらなくなることがありましたか。		
Q4	禁煙したり本数を減らそうとしたときに次のどれかがありましたか。29 イライラ・眠気・神経質・胃のむかつき・落ち着かない・脈が遅い 集中しにくい・手の震え・憂鬱・食欲または体重の増加・頭痛		
Q5	Q4 の症状を消すために、またタバコを吸い始めることがありましたか。		
Q6	重い病気にかかった時に、タバコはよくないとわかっているのに吸うことがありましたか。		
Q7	タバコのために自分に健康問題が起きていると分かっているのに吸うことがありましたか。		
Q8	タバコのために自分に精神的問題(注 1)が起きていると分かっているのに吸うことがありましたか。		
Q9	自分はタバコに依存していると感じることがありましたか。		
Q10	タバコが吸えないような仕事やつきあいを避けることが何度かありましたか。		
合計			点

③禁煙指数（ブリンクマン指数）が 200 以上

35 歳以上・・・1 日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数＝200 以上

35 歳未満・・・禁煙指数の要件なし

④禁煙治療を受けることに文書で同意している

(注 1) 禁煙や本数を減らしたときに出現する離脱症状（いわゆる禁断症状）ではなく、喫煙することによって神経質になったり、不安や抑うつなどの症状が出現している状態

※最終的なニコチン依存症の診断は医師が行います。健康保険等の適用が可能かどうかは医療機関で確認してください。

又、要件をすべて満たさなくても、自由診療（全額自費）で禁煙治療を受けられます。治療に健康保険等を使えない医療機関もありますので、医療機関検索で保険適用が可能な機関を検索いただくか、事前に医療機関にお問い合わせください。